

特定創業支援等事業による支援制度のご案内

八潮市では、創業の促進による産業活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく八潮市創業支援事業計画を策定し、平成28年12月26日に国の認定を受け、令和2年12月23日に変更認定を受けました。

この計画に基づき、八潮市で創業する方は、以下の支援制度が利用できます。

(1) 法人登記にかかる登録免許税の軽減 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)

創業前または創業後5年未満の個人が会社を設立する場合、登録免許税の軽減を受けられます。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

【株式会社・合同会社】資本金登録免許税「0.7%」⇒「0.35%」

例) 株式会社最低税率の場合：150,000円⇒75,000円

【合名会社・合資会社】1件につき6万円の登録免許税⇒3万円

※八潮市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業・会社設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けられません。

(2) 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※八潮市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

(3) 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足

新創業融資制度の自己資金要件を満たしたものとして、融資を利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象です。

(4) 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。

支援制度を受けるためには

「創業支援等事業」に指定されたセミナーや相談を合計4回以上かつ1ヶ月以上の期間にわたり受けていただきます。その中で、**経営**・**財務**・**人材育成**・**販路開拓**の知識を身につけた方に対し、「特定創業支援等事業による支援を受けた」と認め、市で証明書を発行します。

八潮市の「創業支援等事業」

やしお創業塾(八潮市商工会)

創業計画の立て方や資金繰りなど創業に関する必要知識を学ぶプログラムです。

創業セミナー(創業・ベンチャー支援センター埼玉)

創業前後に必要な知識を総合的に学ぶ創業セミナーです。

個別相談(八潮市商工会)

経営指導員による相談窓口です。

創業窓口相談(創業・ベンチャー支援センター埼玉)

経験豊富なアドバイザー等による創業相談窓口です。

※4種類の創業支援等事業は組み合わせて受講することも可能です。 ※詳細は裏面をご覧ください。

証明書の申請について

特定創業支援等事業を受けた方で、証明書の発行を希望する方は、申請書を市役所 商工観光課窓口までお持ちください。(添付書類は特にありません。申請手数料は不要です。)

申し込み・問い合わせ先

●八潮市役所 商工観光課(市役所2階) 商工・企業立地係 Tel.048-996-2111(内線479)

※創業支援等事業の詳細や問い合わせ先については裏面をご覧ください。 令和3年4月八潮市商工観光課

創業支援等事業の詳細

※ 4種類の創業支援等事業は組み合わせて受講することも可能です

【八潮市商工会】で実施する事業

やしお創業塾

創業計画の立て方や資金繰りなど創業に関する必要知識を学ぶプログラムです。きめ細かい指導を行い受講後もフォローアップを行います。開催の詳細は広報やしお、または市ホームページ等でお知らせします。

個別相談

経営指導員による相談窓口です。
相談日・時間：平日9:00～17:00
利用方法：事前に商工会にお問合せください。
利用料金：無料

八潮市商工会

〒340-0816 八潮市中央 1-6-18

TEL048-996-1926 (HP)[Http://www.yashio.or.jp](http://www.yashio.or.jp)

アクセス 八潮市役所から徒歩2分



【創業・ベンチャー支援センター埼玉】で実施する事業

創業セミナー

創業までの心構えから創業後のマーケティング等まで、利用者のステージに合わせて総合的に学ぶことができるセミナーを開催します。開催内容についてはセンターまでお問合せください。

創業窓口相談

事業計画や販路、金融、IT、福祉などの分野で経験豊富なアドバイザーや各士業団体の専門家による創業相談です。(利用料金 無料)

●開業アドバイザーによる創業相談

創業予定者・新規創業者に対し、個別のアドバイスや情報提供を行います。

相談日・時間：月～土（年末年始、祝日を除く）9:00～17:00（1回につき1時間30分まで）

利用方法：事前予約制

●士業による創業相談会

税務や社会保険、企業法務など専門的な相談に税理士や社会保険労務士など各士業団体の協力により、専門家が創業時や創業後の状況や課題に合わせた専門的なアドバイスを行います。

利用方法等：相談日・時間・利用方法は相談会ごとに異なりますので、センターまでお問合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

●出張創業相談会

センターへの来所が難しい方を対象に、県内各所において、開業アドバイザーによる創業相談会を行います。

利用方法等：相談日・利用方法は相談会場ごとに異なりますので、センターまでお問合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

相談時間：50分

創業・ベンチャー支援センター埼玉

(公財) 埼玉県産業振興公社 〒338-0001

さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ

TEL048-711-2222 (HP)<https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/>

アクセス JR 北与野駅下車すぐ

JR さいたま新都心駅下車 徒歩8分

※プラザの駐車場はありませんので、公共交通機関を利用ください。

